

## 高校教育課程における実生活との結合と乖離と —「家庭一般」女子必修方式解体によせて—

佐々木 享（名古屋大学）

### まえおき

本シンポジウムにおける報告で水越会員がイギリスとソ連を例としてのべたように、先進国の近年の教育課程改革では、教育と実生活との結びつきを強めることが共通の関心事の一つになっている。しかし何故か、わが国の教育課程に関する議論ではこの点についての関心が薄い。本報告では、高校の「家庭一般」女子必修方式の解体にともなってとられた措置を、とりわけ困難が多いとみられている高校教育課程における実生活との結びつきの強化という視点から検討する。

ところで、教育と実生活との結びつきをはかるためには、一部の社会主義国で実施されている労働教育の導入をふくめて、種々な方途があり得る。ここでは、問題を全面的に掘り下げて根本的な改革案を検討しようというのではなく、現行法制のもとで、教育課程改革の一環として可能な方途を考えてみたい。当面、たとえば、後述の「家庭一般」女子必修方式の解体によってもたらされる措置を、実生活との結合という観点からとらえなおすことは、可能であり積極的な意味をもつ、とおもうのである。

### 1. 「家庭一般」女子必修方式解体が提起した二つの問題

1989年3月の小・中・高校学習指導要領改訂の最も重要な特徴の一つは、女子差別撤廃条約との関係で、①中学校の技術・家庭科における学習領域の性別指定をやめ、木材加工、電気、家庭生活、食物の4領域を男女の必修とし、他の領域すべてを男女の選択にしたこと、②高校における「家庭一般」女子必修方式を改め、「家庭一般」と新設の「生活技術」「生活一般」の3科目中1科目を男女に選択必修としたことである。これにより少なくとも形式的すなわち教育課程編成の基準のレベルでは、女

子のみに固有な科目あるいは学習領域を女子に強制的に学ばせる方式は撤廃されることとなった。

周知のように保守勢力は、性別役割分業観を初等中等教育段階から植えつけ徹底させるために、女子専用科目（戦前にあっては裁縫・家事、戦後には「家庭一般」及びその前身諸科目）を女子に履修させることに、長年にわたって固執してきた。高校の家庭科は、高校発足直後にいったんは選択科目とされたが、1955年の学習指導要領改訂では女子には「『家庭科』の4単位を履修させることが望ましい」とされ、次いで1960年改訂では女子には原則として「家庭一般」を4単位必修させることとした。こうした経過の末に1970年改訂では女子には原則として「家庭一般」を4単位必修させることとした。こうした経過の末に1970年改訂では女子には例外なく「家庭一般」4単位を必修とするに至った。このような「家庭一般」の履修方式は、性別役割分担の意識を醸成するうえで重要な役割をになってきたのである。

こうした経過からみて、今次改訂が性別履修方式原則を撤廃したことは画期的なことで、歴史的に重要な意義をもっている。

しかし同時に、今次改訂が実生活との結びつきの強い科目を高校の男女の必修としたことは、注目に値する。「家庭一般」と新設の2科目がすべて家庭科に属する科目とされているなどの弱点をふくむとはい、実生活との結合という点においても、今次改訂はわが国中等教育史上に画期的意義をもつといわなくてはならない。

2. 教育と実生活との結合という課題と高校教育の目的  
高校教育制度は高等普通教育と専門教育とを併せ施すことを目的として掲げて出発した（学校教育法第41条）。高校教育課程における専門教育の教科目は、極めて僅かな例外をのぞけば、その大部分が職業教育に関する教科目で構成されている。高校教育は高等普通教育と職業教育の教科目を併せ施すことを目的としているわけである。いいかえると、高校教育はその教育課程に職業教育科目をふくみ込むことによって、その教育の実生活との結びつきを強めることを制度の発足当初から企画していた。このような目的を教育課程の面で具体化することは、民主主義的な高校教育を構築するための不可欠の要諦であると筆者は考える。（詳細は、拙著『高校教育の展開』1979年、大月書店、の第5章「高校教育の目的の二重性をめぐる問題」を参照）

いうまでもなく、高校職業学科（1962年までは職業課程と称していた）では発足の当初から普通教育と専門教育（その多くは職業教育）とを併せ課してきた。したがって普通教育と専門教育とを併せ課するという課題をどう

実現するかは、もっぱら、高校教育の過半（1988年には生徒数の74%）を占めている普通科（1962年までは普通課程）における問題点である。

普通科の教育課程に専門教育に関する教科目を位置づける課題は、新制高校の発足当初から1950年代前半までは学習指導要領改訂の際に重要問題の一つとして検討された。

たとえば、1953年に教育課程審議会で行なわれた論議もそうであった。53年4月9日に公表された教育課程審議会の第一次中間報告は、「高等学校の普通課程と職業課程における共通必修の教科の種類及び内容は、できるだけそろえる。」「男生徒と女生徒による必修教科の区別は原則として考えない」という項目をふくんでいた。「できるだけ」とか「原則として」という文書は討論が難渋したことを示唆しているが、教育課程編成のうえで男女差を設けない方針が出されていたことは明確であった。

引き続い論議を重ねた末に53年11月11日に公表された第二次中間報告は、「高等学校の教育が知的な教養に偏しないように、具体的な仕事（実習）を主体として、勤労を重んじ、生活を科学的に処理していく能力を養うための新教科（家庭科の内容を含む）を必修として課する必要を認める」という仮決定をふくんでいた。高校教育課程の構造をめぐる議論の中で、高校教育と実生活との結びつきを強める必要のあることが公然と承認されたことは注目すべきことであった。

しかし、実生活との結合をはかる観点から家庭科の内容を含む新教科を設けるという画期的な構想は、メンバー一新後の教課審が出した答申には継承されず、したがって学習指導要領にも反映されなかった。学習指導要領には、女子には家庭科を学ばせることが望ましいということと、芸術科目的必修化が盛り込まれたことにどまった。

そしてこれを最後に、高校教育の理念を実現するためという観点からの高校教育課程改革の議論は教育課程審議会の報告、答申等にみる限りなされなくなってしまった。1978年改訂に際してはこの課題に関して教育課程審議会が積極的に問題を提起したが、教科をつくるのではなく高校教育全般にわたる勤労体験學習の重要性の強調ということでお茶をこごす結果となった。この勤労体験學習は、予想された如く、研究指定校とされたごく一部の高校でとり組まれたのみで、教育現場では事実上全く無視されて今日に至っている。

3. 家庭科教育に関する検討会議報告と「家庭一般」女子必修方式の解体

1979（昭和54）年の第34回国連総会は「女子に対する

あらゆる差別の撤廃に関する条約」を採択した。日本政府も婦人団体におされて翌80(昭和55)年7月にこれに署名し、国会は85年6月にこれを批准した。この条約は、女性差別撤廃には性別役割分業の撤廃が不可欠であることを明らかにした。

文部省は、この条約批准に関連して「家庭一般」女子必修方式を改訂するため、84年6月に「家庭科教育に関する検討会議」を発足させた。同検討会議は同84年12月19日に報告書を提出して解散した。報告は、①「家庭一般」をふくむ複数の家庭科に属する科目のうちから1科目を男女に必修とする、②「家庭一般」と他教科の科目を組み合わせ、そのうちから1科目を選択必修させる、の2案を提示し、そのいずれをとるかを教課審の審議にゆだねた。いずれの案をとるにしても、女子用科目としての「家庭一般」を残すとしていることには注目に値する。この点について報告はつぎのように述べている。

「高等学校『家庭一般』が、わが国の歴史と伝統の上に立ち、多くの国民の同意を得て、女子教育や母性教育のうえで大きな役割を果たしてきたことにかんがみ、今後ともこのことに留意すべきであるとの指摘があった。」

「家庭一般」が女子用科目であったこと、今後とも女子用科目であるべきことをこのくらい率直に述べた文章も珍しい。

「家庭一般」に対するこうした執着があったためとおもわれるが、これを男女生徒の選択に任せるという改革案は出されなかつた。

筆者は、上述の②案に注目する。「家庭一般」と組み合わされる他教科(の科目)は、これまでの高校教育課程の構造からみていわゆる普通教育に関する教科や芸術ではあり得ず、職業教育に関する教科だと考えられるからである。つまり②案は、じゅうぶんなかたちではないにしても、「家庭一般」女子必修方式の解体後に来る措置によって、高校普通科の教育課程構成においても技術教育、職業教育の基礎を学ばせることをふくめて実生活との結合をはかるという観点を追求する大きな可能性をふくんでいたと筆者にはおもわれる。

しかし、教育課程審議会は検討会議の①案をとりあげて答申とした。これが89年に改訂された高校学習指導要領に取り込まれたわけである。

ところで、この改訂をどう特徴づけるかは一つの論点である。

一つは、家庭科が男女共修(=共学)になったとする見解である。これは、家庭科男女共修運動をすすめてきた家庭科関係者に多い。「『これから家庭科は男女

共修になるのだ』……などの意見がある」が「中間報告書を注意深く読めば、そのようなことは述べられていない」(玉井美智子「『男子が家庭科を履修する』ことについて」『月刊高校教育』1986年12月号、60ページ)ことは明かである。

一部の家庭科関係者がこの改訂を家庭科が男女共学になったととらえるのは、「生活技術」や「生活一般」ではなく「家庭一般」のみを共学にすべきだという主張をそこにふくめているからである。

他方筆者は、この改訂を「家庭一般」女子必修方式の解体ととらえる(拙稿「普通科における職業基礎教育の充実を」前掲誌、同号、36ページ)。「家庭一般」女子必修方式を改める方策としてはこの科目を男女の選択にまかせる方式もあり得るが、その案をとらず、3科目中から1科目を男女の選択必修としたところにこの改訂の意味があるのである。男子にも必修になったという点だけでなく、女子が「家庭一般」以外の科目をとり得るようになったことこそが重要だと考える所以である。

#### 4. 高校における実生活との結合の追求を

男女の選択必修となった「家庭一般」「生活技術」「生活一般」は、そのいずれもが、職業教育に関する教科・科目を別とすれば、今日の高校教育課程においては実生活との結びつき、少なくともその可能性が最も強い科目である。それは「家庭一般」およびその前身科目が、歴史的に、女子用の、主婦養成教育さらには母性教育用科目であったことに由来するが、それは実生活の結びつきの強さの証左ではあってもその逆ではない。そこで実生活が、伝統的に女子の役割とされてきた家事労働の範囲に限定されていたところに問題があったのだ。

改訂「家庭一般」は前述のように家庭科関係者の執着から依然として女子用科目としての性格・内容を継承しているが、それでも僅かにせよ男子も学ぶに値する可能性をふくんでいる。これに対して「生活一般」「生活技術」は、部分的には「家庭一般」と共通の内容をふくんでいるが、伝統的に家庭科教育の内容とされてきた家事労働の枠組みを超えたより広い、職業教育科目の内容と重なり合う内容もふくんでいる。(技術教育研究会が、教課審の審議が最終段階に入ろうとしていたとおもわれる1987年8月5日の総会において、「教育課程審議会『中間まとめ』の高等学校、必修『家庭』科を『技術・家庭』科に修正するよう要請する」という決議を採択したのは、この点に着目したからであった。『技術と教育』第192・193合併号、1987年10月、参照。)

必修制の「現代社会」が事実上大学入試と無縁であったが故に数々の創意的な実践を生みだしたように、必修

制でしかも性別履修指定がなくなったこれら3科目についても、現実には「現代社会」以上に大学入試とは無縁であろうから、現代の高校生にとって有意義で創意的な実践をつくりだしていくことは可能であろうとおもわれる。その場合、かの検討会議報告書が強調した伝統的な家庭科教育の枠を脱却し、高校教育と実生活との結びつきをはかるという観点に立つことが重要であろうし、それは可能であると筆者は考えている。